

厚生労働省告示第三十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、とうもろこし、大豆、小豆類、らつかせい、てんさい、キャベツ、芽キャベツ、レタス、たまねぎ、トマト、その他のなす科野菜、きゅうり、すいか、まくわうり、未成熟えんどう、未成熟いんげん、その他の野菜、びわ、もも、ぶどう、キウイ、パイナップル、その他の果実及びその他のスパイスに残留するエトプロホスの量の限度、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（つなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）、その他の魚介類及びはちみつに残留するオキシベンダゾールの量の限度、小豆類、その他の野菜、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するクロルエトキシホスの量の限度、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲

哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（つなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すすき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）及びその他の魚介類に残留するコリスチンの量の限度並びに綿実に残留するトリブホスの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十三年二月十六日

厚生労働大臣 細川 律夫

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のアセタミプリドの項の次に次のように加える。

アセトアミノフェン	豚の筋肉	0.01ppm
	豚の脂肪	0.01ppm
	豚の肝臓	0.01ppm
	豚の腎臓	0.01ppm
	豚の食用部分	0.01ppm

第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項 6 の Ⅲ の (エ) の表のエトプロホスの項を次のように改める。

エトプロホス	ばれいしよ	0.05ppm
	かんしよ	0.05ppm
	さとうきび	0.02ppm
	かぶ類の根	0.02ppm
	トマト	0.01ppm
	ピーマン	0.05ppm
	きゅうり	0.01ppm
	メロン類果実	0.02ppm
	いちご	0.02ppm
	バナナ	0.02ppm
その他のハーブ	0.02ppm	

第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項 6 の Ⅲ の (エ) の表のガクタマイシンの項の次に次のように加える。

コリスチン	牛の筋肉	0.15ppm
	豚の筋肉	0.15ppm

その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.15ppm
牛の脂肪	0.15ppm
豚の脂肪	0.15ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.15ppm
牛の肝臓	0.15ppm
豚の肝臓	0.15ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.15ppm
牛の腎臓	0.2ppm
豚の腎臓	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2ppm
牛の食用部分	0.2ppm
豚の食用部分	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2ppm
乳	0.05ppm
鶏の筋肉	0.15ppm
その他の家きんの筋肉	0.15ppm

鶏の脂肪	0.15ppm
その他の家きんの脂肪	0.15ppm
鶏の肝臓	0.15ppm
その他の家きんの肝臓	0.15ppm
鶏の腎臓	0.2ppm
その他の家きんの腎臓	0.2ppm
鶏の食用部分	0.2ppm
その他の家きんの食用部分	0.2ppm
鶏の卵	0.3ppm

第1食品の部 A 食品 | 穀の成分規格の項の(3)の表のジクロキサットの項の次に次のように加える。

ジクロスラム	大豆	0.02ppm
	らつかせい	0.02ppm

第1食品の部 A 食品 | 穀の成分規格の項の(3)の表のジハメホコハの項の次に次のように加える。

スピネトラム	米	0.1ppm
--------	---	--------

キャベツ	0.5ppm
レタス	10ppm
ねぎ	0.5ppm
トマト	0.7ppm
なす	0.2ppm
レモン	0.3ppm
オレンジ	0.3ppm
グレープフルーツ	0.3ppm
ライム	0.3ppm
その他のかんきつ類果実	0.3ppm
りんご	0.5ppm
日本なし	0.5ppm
西洋なし	0.5ppm
マルメロ	0.2ppm
もも	0.1ppm
いちご	2 ppm

その他の果実	0.2ppm
ぎんなん	0.01ppm
くり	0.01ppm
ペカン	0.01ppm
アーモンド	0.01ppm
くるみ	0.01ppm
その他のナッツ類	0.01ppm
茶	3 ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.2ppm
豚の脂肪	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2ppm
乳	0.01ppm

※A食品の部A食品に一般の成分規格を定める食品の規格を付す食品に於ては、この規格を適用する。

チアゾピル	オレンジ	0.05ppm
	グレープフルーツ	0.05ppm

検←食品の部 A 食品 | 般の成尔製糖の糖。の皿の(一)の糖のトリホホカパツクHホ→の糖の次に次の
 もいじける。

トリブホス	綿実	4.0ppm
	牛の筋肉	0.02ppm
	豚の筋肉	0.02ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm
	牛の脂肪	0.15ppm
	豚の脂肪	0.15ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.15ppm
	牛の肝臓	0.02ppm
	豚の肝臓	0.02ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02ppm
	牛の腎臓	0.02ppm
	豚の腎臓	0.02ppm

その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02ppm
牛の食用部分	0.02ppm
豚の食用部分	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02ppm
乳	0.01ppm

第1食品の部 A食品一般の成分規格の項7の目の(エ)の表のヒトプロホスの項、オキシゲンダニールの項、クロルヒトキシホスの項、コリスチンの項、シクロステラムの項、ホアンプルの項及びトリプロホスの項を削る。